



# 埼玉県報

第2191号

平成22年6月11日

金曜日

## 目次

### 規則

- [調理師法施行細則の一部を改正する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [滞納整理支援システム再構築業務委託の随意契約に関する公示\(税務課\)](#)
- [映像作品のバリアフリー化推進事業委託契約の随意契約に関する公示\(産業拠点整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)

- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [森林公園緑道指定管理者の主たる事務所の所在地の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [放置駐車違反管理システムの賃貸借\(会計課\)](#)
- [通信指令システムの賃貸借\(会計課\)](#)
- [カーロケータシステム車載装置の賃貸借\(会計課\)](#)
- [カーロケータシステム車載装置の賃貸借\(会計課\)](#)
- [保管場所証明電子化システムの賃貸借に係る随意契約の公示\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成二十二年六月二日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等\(選挙管理委員会\)](#)
- [包括外部監査の結果に関する措置状況の公表\(監査第一課\)](#)

## 規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十六号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法律」を「第九条第一項第一号において「法」に改める。

第三条第一号を削り、同条第二号中「以下」を「第八条において」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「縦六センチメートル、横四・五センチメートル」を「縦四センチメートル、横三センチメートル」に改め、同号を同条第二号とする。第八条中「第八条第一項」を「第八条」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第九条第一項第一号中「法律」を「法」に改め、同項第二号中「以下」の下に「この項において」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第七十七号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「以下「法」を「第五条第一項第一号において「法」に改める。

第二条第一項中「（法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業従事証明書及び第三号の写真）」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「縦六センチメートル、横四・五センチメートル」を「縦四センチメートル、横三センチメートル」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「製菓衛生師法施行規則（昭和四十年厚生省令第四十五号）第四条の二の規定により」を「試験科目のうち」に、「同条に規定する者」を「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定に合格した者」に改める。

第五条第一項第二号中「以下」の下に「この項において」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則一三 三九

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「時間外勤務代休時間と」を「時間外勤務代休時間を」に改める。

第六条の二第一項を削り、同条第二項中「含む。」の下に「又は第四項」を、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「含む。」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第二項とする。

第十一条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

第十一条第二項中「、第三号の二」を「から第三号の三まで」に改め、同条第三項中「第一項第三号」の下に「、第三号の三」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人チャイルドルームすたあ
- 三 代表者の氏名  
志村 恵美子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県戸田市新曽三九七番地メゾンサファイアー〇九号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子ども達とその保護者に対して、子育てのための支援に関する事業、子育てについてのイベント・交流会等の企画・開催に関する事業、乳幼児・学童を対象とした保育施設の運営に関する事業を行い、子どもの健全育成と地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人風の夢
- 三 代表者の氏名  
山崎 厚子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市並木三丁目三十番十五 九〇二号サンライフ並木
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民に対し、動物愛護に関する啓発事業、及び、動物保護、飼育等の事業を行い、人間と動物が共存して平和に暮らしていける社会の形成に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ピュアコットン
- 三 代表者の氏名  
小川 早苗
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県ふじみ野市大井八三七番地七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害児・障害者に対して、社会福祉全般に関する事業を行い、自律した家族支援を行う。また、社会福祉活動支援を志し、社会の活性化に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソウワホーム歩みの会

三 代表者の氏名

松山 征子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市本町五丁目十五番三十号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者に対し保健、医療、又は福祉の増進と雇用促進に寄与するとともに、一般市民及び企業に対し、ゴミの減量化及びリサイクル活動を推進することにより、環境への負担が少ない循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソレイユ

三 代表者の氏名

工藤 勤

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町大字角山一〇七八番地三

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、高齢者及びその家族に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業等を行い、高齢者とその家族が安心して暮らしていくことのできる環境の整備を図り、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、高齢者及びその家族に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業等を行い、高齢者とその家族が安心して暮らしていくことのできる環境の整備を図り、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県の子供たち及び青年・高齢者を対象に、スポーツを通じて、体力・技術の向上と健全な心身の育成を図ると共に、スポーツを介して幅広い世代や地域の人たちが交流を深めることにより、スポーツの振興と世代間交流・地域交流を寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日高市学童保育の会
- 三 代表者の氏名  
坂本 淳子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県日高市大字原宿六十九番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、会員の協働による運営のもと、保育が必要とされまたは保育を希望する児童に対し、心身の健やかな発達を援助することにより適切な生活・遊びの場を設け、地域社会との交流により地域の福祉の向上、地域の環境保全及び健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こすもす
- 三 代表者の氏名  
鈴木 君代
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県加須市岡古井字川面一〇九番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、心の病を持つ方々に作業の場を提供し作業訓練や環境美化活動などを通じて生活リズムを整え社会参加ができること又地域の方々とも良好な関わりをもって社会貢献ができることを目的としています。

## 告 示

埼玉県告示第八百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
（変更前）特定非営利活動法人さわやか福祉の会きらりびとみやしろ  
（変更後）特定非営利活動法人きらりびとみやしろ
- 三 代表者の氏名  
安部 農
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、市民が安心して過ごせる地域社会を実現するために、利用する側の視点に立った地域福祉サービス活動を行い、もって住民の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ゆめたまご
- 三 代表者の氏名  
吉田 政則
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市瀬南一七四番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある人に対し、自由な発想で創作活動を行う機会を提供し、充実した地域生活を送れるよう支援するとともに、障害のある人が自分の能力を發揮して活躍できる社会づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百四十二号

## 告 示

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
滞納整理支援システム再構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額  
55,965,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
「映像作品のバリアフリー化推進事業」委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部産業拠点整備課総務・映像関連産業担当 埼玉県さいたま市  
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
特定非営利活動法人 メディア・アクセス・サポートセンター 埼玉県川口市  
上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額  
39,666,558円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第  
1項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八百四十五号

平成二十二年埼玉県告示第二百二十五号で公示した公共測量（二級基準点測量道路拡幅に伴う街区三角点の移設）は、平成二十二年四月二十三日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第八百四十六号

平成二十二年埼玉県告示第八十六号で公示した公共測量（道路台帳図作成）は、平成二十二年五月十九日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県東松山県土整備事務所長吉田耕三から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第八百四十七号

測量計画機関の長である神川町長清水雅之から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 測量計画機関  
神川町
- 二 作業種類  
公共測量（神川町都市計画図作成）
- 三 作業地域  
神川町全域
- 四 作業期間  
平成二十二年四月三十日から平成二十三年三月十日まで

# 告 示

埼玉県告示第八百四十八号

測量計画機関の長である寄居町長津久井幹雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量及び現況測量）

三 作業地域

寄居町大字寄居地内（寄居駅南口地区）

四 作業期間

平成二十二年六月十日から平成二十二年九月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第八百四十九号

測量計画機関の長である北本市長石津賢治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（地図情報レベル二千五百データ更新）

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

平成二十二年五月二十一日から平成二十三年三月十七日まで

# 告 示

埼玉県告示第八百五十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 作業種別

基本測量（土地条件調査）

## 二 作業期間

平成二十二年六月一日から平成二十三年三月三十一日まで

## 三 作業地域

さいたま市、川口市、所沢市、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、三芳町

# 告 示

埼玉県告示第八百五十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八 四八 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

深谷市本田ヶ谷字前九四番地一他二四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七六三・三立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第八百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、  
富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったの  
で、次のとおり公告する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

吉 田 辰 雄 東京都新宿区水道町二番十号

堀 井 昌 平 ふじみ野市大字苗間三六九番地

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十三号

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）第二十四条第二項の規定により森林公園緑道の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称

財団法人公園緑地管理財団

二 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目四十七番十二号

三 変更の年月日

平成二十二年六月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
放置駐車違反管理システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 契約金額  
34,177,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
通信指令システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 契約金額  
33,009,812円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
カーロケータシステム車載装置の賃貸借 150式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
J A三井リース株式会社 東京都品川区東五反田2丁目10番2号
- 5 契約金額  
32,432,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
カーロケータシステム車載装置の賃貸借 136台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
J A三井リース株式会社 東京都品川区東五反田2丁目10番2号
- 5 契約金額  
30,673,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
保管場所証明電子化システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 大阪府北区中之島3丁  
目2番18号
- 5 契約金額  
57,551,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十年十一月二十一日

指令杉整第二〇〇一―一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年六月四日

越建セ第七一 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中島八一六 四、八一七 一、八一八 五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町百間五 四 一五 大谷ハイムA 二〇一

浅倉 孝郎

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十一年十一月二十日

指令越建セ第二一〇一三四〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年六月四日

越建セ第七三 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中島四二九 二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町本田一 五 四 アーバンハイツMORI 一〇一号

条原 修二

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年四月十九日

指令越建セ第二二〇〇一〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年六月四日

越建セ第七五―一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字清地字裏豊後一二二二、一二二四―二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字清地一二二四―二

藤村 幸雄・藤村 拓也

# 告示

埼玉県選管告示第六十五号

平成二十二年六月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年六月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一六、五二三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇三七、六〇五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六四、五一八人
南第二区	一三四、一五八人
南第三区	二二、七五八人
南第四区	三六、九八〇人
南第五区	二九、五六四人
南第六区	四一、八一八人
南第七区	二五、五七一人
南第八区	二五、二〇八人
南第九区	三九、〇四七人
南第十区	四六、三三四人
南第十一区	二九、一五四人

南第十二区  
南第十三区  
南第十四区  
南第十五区  
南第十六区  
南第十七区  
南第十八区  
南第十九区  
南第二十区  
南第二十一区  
南第二十二区  
南第二十三区  
西第一区  
西第二区  
西第三区  
西第四区  
西第五区  
西第六区  
西第七区  
西第八区  
西第九区  
西第十区  
西第十一区  
西第十二区  
西第十三区  
西第十四区  
西第十五区  
北第一区  
北第二区  
北第三区  
北第四区  
北第五区  
北第六区  
東第一区

三〇、六一九人  
六〇、八七六人  
三一、五五一人  
一九、一八七人  
三〇、三五九人  
一九、一〇一人  
四二、六八八人  
一九、三七六人  
三一、三〇八人  
一六、六一四人  
三四、一一六人  
二〇、六二五人  
九二、八〇二人  
四〇、五三二人  
二二、六八六人  
四三、二〇九人  
一五、五三七人  
二八、七三〇人  
二三、一四四人  
九一、六九八人  
一五、六一八人  
一三、六七四人  
二七、二六四人  
一八、七六三人  
一一、〇六九人  
二四、一〇五人  
二七、三二〇人  
一八、七九三人  
一二、六三六人  
一五、二九七人  
二一、五九九人  
四九、三二四人  
五五、三九六人  
二三、七五九人

東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

一五、二九八人  
一八、五七五人  
一五、三四四人  
一九、四八五人  
一七、六四四人  
二八、七五二人  
五五、一八二人  
八七、一一〇人  
二一、六〇六人  
三五、四六九人  
一七、三五五人  
一五、〇八三人  
三一、五五七人  
一七、一二四人

# 告 示

埼玉県監査委員告示第四号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成十九年度及び二十年年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年六月十一日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	神 山 佐 市
埼玉県監査委員	鈴 木 義 弘

平成19年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県有財産の管理と活用について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘6】 大宮公園 直営管理結 果の分析と 県民への説 明について (公園)	<p>大宮公園の直営化を決定する際に、直営化の理由とした前述の4点は、決定当時とその後の状況からみて、直営化の必要性を十分説明できるものとはみられない。また、当監査時点では、当初直営化の理由とした「技術の習得」についての資料は示されず、直営化の意義を客観的に評価することはできなかった。</p> <p>従って、大宮公園については、直営管理することについて、改めてメリット・デメリットを整理した上で、直営管理によって蓄積したノウハウの活用方法と併せて、県民に十分な説明を行うべきである。</p> <p>その上で、直営管理の必要性について、県民に十分な説明ができない場合には、他の県営公園と同様に指定管理者へ委託を行い、県は業務委託者として厳格に、指定管理者の業務実施状況を検証することに専念すべきである。</p>	<p>指定管理者による他の公園の管理運営状況の検証を踏まえて大宮公園の管理形態について検討した結果、平成22年度から、園地管理が中心となっている大宮第二公園及び大宮第三公園については、指定管理者制度を導入することとした。</p> <p>しかし、大宮第一公園については双輪場、硬式野球場などその管理に当たって特殊なノウハウを要する施設があり、施設管理者に対する多方面からの多岐にわたる要望に臨機応変な対応が求められるため、これまでどおり直営管理とする。</p> <p>なお、大宮公園の管理形態については、上記の理由により直営、第2、第3公園については指定管理者により管理することを、3月23日から「埼玉の都市公園・大宮公園」ページに掲載し、広く県民に周知し、理解を求めた。</p>	公園スタ ジアム課
【指摘9】 事業計画 の解消につ いて(テク ノグリーン センター建 設用地)	<p>テクノグリーンセンター建設用地は、熊谷市の中心部に未利用地として残されたままとなっている。</p> <p>当初の構想が、社会経済環境の変化によって頓挫し、抜本的な見直しを平成7年に開始してから、既に12年以上が経過しているにも関わらず、依然として利用計画すら定まっていない状況である。</p> <p>平成19年3月に用地の活用方法の調査結果があったが、用地の活用については、いまだ決定されていない。</p> <p>このように利用計画が一向に進展しなかった要因は、</p> <p>① テクノグリーンセンター構想に拘泥し、用地の事業化が困難となったこと</p> <p>② 県と熊谷市との間で活用方法決定の責任の所在が明らかでなかったこと</p> <p>の2つにあるものと考えられる。</p> <p>そこで、引き続き「テクノグリーンセンター」の名称を使用し、あたかも当初の事業計画が存続しているかのような現在の状態を解消し、ここに至った経緯を総括すべきである。</p>	<p>テクノグリーンセンターは、昭和60年に策定されたテクノグリーン構想に基づき建設用地を確保し、整備に向けて検討を行ってきた。しかしながら、バブル経済の崩壊や長引く景気低迷といった社会経済情勢の変化の中で、民間企業の事業参画意欲が減退し、事業化が困難な状況となっている。</p> <p>そのため、これまでの取組内容を評価・検証した結果、新たな埼玉県5か年計画「ゆとりとチャンス埼玉プラン」の策定に当たっては、「テクノグリーンセンター整備構想の見直し」に取り組むこととした。</p> <p>現在、県からの働きかけにより、地元熊谷市が中心となって進めており、市では、まちづくりのグランドデザインとなる中心市街地活性化基本計画(案)の中で、一体的に進めることとした。</p> <p>また、現地の看板も「この土地はテクノグリーンセンターの建設予定地です。」というものから「埼玉県有地、熊谷市有地」という看板に改め、当初の事業計画が存続しているかの誤解を与える表現を解消した。</p>	産業拠点 整備課

平成20年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：貸付金に関する財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘2】 収納済通知票の記載不備（出納員又は分任出納員の氏名欄が空白）（母子寡婦福祉資金貸付金）	埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、収納済通知票における出納員又は分任出納員の氏名欄が全て空白となっていた。 貸付金の償還金を金銭により受領した証拠書類となる重要な書類であるとともに、不正防止の必要からも氏名欄には、金銭を受領した者が記載しなければならない。	母子寡婦福祉資金貸付金の償還金を受領する際の証拠書類となる収入済通知票の記載方法について担当者説明会で、周知徹底を図った。 今後も年度当初に説明会を開催するなどして、記載方法について定期的に指導をしていく。	こども安全課
【指摘3】 借用書の記載不備（母子寡婦福祉資金貸付金）	埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、25件のサンプリングのうち3件について、母子福祉資金借用書に契約日が記入されていなかった。契約日の記載のない契約書は契約書として法的要件に不備が生じるものである。 借用書は、福祉保健総合センターに提出され、借用書の記載内容、印鑑等を照合審査することになっている（母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則第6条第1項、母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領5（2））。 確認漏れを防ぐためにチェックリスト等を作成して有効に運用する必要がある。	母子寡婦福祉資金貸付金の借用書の記載方法や確認方法について担当者説明会で新たに作成したチェックリストを配布するなどして確認作業手順の周知徹底を図った。 今後も年度当初に説明会を開催するなどして、記載方法について定期的に指導をしていく。	こども安全課
【指摘4】 母子寡婦福祉資金の貸付金額の入力誤りについて（母子寡婦福祉資金貸付金）	埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、25件のサンプリングのうち1件について貸付金額の入力誤りがあった。 借用書は、福祉保健総合センターに提出され、借用書の記載内容、印鑑等を照合審査することになっている（母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則第6条第1項、母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領5（2））。 確認漏れを防ぐためにチェックリスト等を作成して有効に運用する必要がある。	母子寡婦福祉資金システムへ入力する貸付金額に誤りが生じないように、入力作業時に帳票を出力して決裁をとるなど、複数の目で確認し単純ミスを防ぐチェック体制を構築するよう指導した。 また、借用書の確認漏れが生じないように担当者説明会で新たに作成したチェックリストを配布し、確認手順の周知徹底を図った。	こども安全課
【指摘5】 連帯保証人の状況把握が不十分（母子寡婦福祉資金貸付金）	埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、平成19年度に不納欠損処分を行った2件のうち1件について、連帯保証人が行方不明となった場合は、保証人の変更手続きをとる必要があったが、そのまま放置されていた。連帯保証人の状況についても定期的に確認する必要がある。	連帯保証人の所在確認を適正に行うため、連帯保証人に償還状況を知らせる通知書を出力できるよう母子寡婦福祉資金システムを改修した。これにより、連帯保証人に対し、年度末1回の通知書の送付を基本としながらも、延滞月数や金額に応じては年数回、随時に送付することも可能となったことから、定期的に所在を確認することとした。	こども安全課

監査テーマ：貸付金に関する財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘7】 書類の不備事項（不存在、記載不備）（理学療法士等修学貸付金・介護福祉士等修学資金貸付金）	<p>入手することが定められている書類がないものが3件、書類の記載不備が1件あった。</p> <p>具体的には、誓約書（規則第1条1項1号ロ）がないものが2件、誓約書に記載不備のあるものが1件、卒業証書（規則第9条）がないものが1件あった。</p> <p>このような事態が生じた理由を担当者及びその上司に質問したところ、「平成10年に衛生部と福祉部の統合により健康福祉部が設置され、部局の引越しを行ったため、その際に紛失してしまったのではないか」との回答を得た。</p> <p>誓約書は貸付申請時に必要な書類であるため、入手しなかったこととは考えにくく、引越作業中に紛失してしまった可能性が高いと思われる。卒業証書は貸付後に入手すべき書類であるので、入手するのを失念したのか、入手したが紛失したのかは今となってはわからない。いずれにしても、今後は書類の徹底管理が望まれる。</p>	<p>貸付金申請関係書類の紛失や不備事項を防ぐため、書類の管理方法を年度ごとの管理から個人ごとの管理方式に改めるとともに、担当内のチェック体制を構築しマニュアル化した。</p> <p>また、個人ごとに管理する書類を債権の状況別（猶予中、返還中、完結）に分類し、担当内全員で定期的な検査と厳重な保管に努めることとした。</p>	社会福祉課
【指摘8】 貸付金残高の集計方法の問題点（残高が過大）（看護師等修学資金貸付金）	<p>貸付金の推移における平成19年度末貸付金残高3,992,601千円には、平成19年度に行った免除金額359,292千円が控除されず、含まれたままになっていた。理由を確認したところ、県の公表資料である財産調書における貸付金年度末残高は、それまで免除額を控除しない金額を記載していたからとのことである。</p> <p>県の決算用数値報告書の様式に、「免除」の欄がなかったことから誤解が生じたようである。個人別の貸与台帳では、免除額は差し引かれ、正しい貸付金残高が管理されている。しかし、それを年度末時点で区切って、集計する機能がシステムになく、現状は、パソコンの表計算ソフトで残高を別途管理している状況である。</p> <p>平成20年度末の貸付金残高は、前年度まで控除されていなかった過去の免除額を控除した正しい数値を算出するため作業中で、影響額は概算で30億円と説明を受けた。10,000人に上る個人別のデータとその集計値を正しく管理するためには、システムによる対応が不可欠である。県の貸借対照表の数値そのものに係ることなので、早急に対応が必要である。</p>	<p>平成20年度決算において、過年度に免除決定しながら貸付金残高から控除されていなかった金額を一括して控除し、正しい残高に修正した。また、平成21年度より、看護師等修学資金・育英奨学金システムを稼働させ、システムにより貸与及び返還の状況を管理している。</p> <p>システムによる集計・全体の把握については、システム再開発時を目途に集計機能を付与することで、システム開発業者と調整を開始した。なお、現在は、システムと表計算ソフトを併用して債権額を把握している。</p>	医療整備課
【指摘9】 貸付金の残高は、制度別に管理すべき（看護師等修学資金貸付金）	<p>看護師等修学資金貸付金と後述する看護師等育英奨学金貸付金の残高が、区別して把握されていない。制度が異なり、かつ両方の制度利用が同時に不可避免的に生ずるのでなければ、借受人も異なるはずであり、制度別に集計するべきである。</p>	<p>当該貸付事業は2種類の貸付を行っているが県事業としては貸与事業として予算上は1事業のため一括した内訳残高表により管理している。</p> <p>ただし、両制度の貸付金の残高については、個別に把握・管理しており、20年度決算においては、残高の総額及び制度ごとの内訳について報告している。</p>	医療整備課

監査テーマ：貸付金に関する財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘10】 債権整理 に向け然る べき法的手 続きを採る べき(中小 企業高度化 資金貸付 金)	<p>本件は、平成19年8月に民事再生手続きを終結し、主債務者であるX社は破綻している。また、諸般の事情を考慮すると、連帯保証人からの回収も不可能と考えられる。</p> <p>回収不能な債権をそのままにしておくことは、財政の健全化の観点から望ましいものではなく、中小機構と協議の上、条件が整い次第、県として採れる然るべき法的手続きを講じるべきであると考えます。</p>	<p>本件延滞債権について、完済は不可能であるため、平成21年2月定例会に権利放棄の議案を提出し、3月に議決を得て不納欠損処分を行った。また(独)中小企業基盤整備機構からの埼玉県借入れ分について平成21年5月に債務免除を受けた。</p>	金融課
【指摘18】 育成セン ター及び融 資機関(農 協)に関す る財務情報 を入手すべ き(就農支 援資金貸付 金)	<p>就農支援資金貸付金について、育成センター及び融資機関(農協)に関する財務情報を得ることを制度化すべきである。</p> <p>即ち、県は貸付金の管理として、転借者である認定就農者の情報とともに、県の直接の債務者が育成センター及び農協である以上、それらの財政状況・業績を把握するために、決算書等の財務情報を当然把握しておくべきである。</p> <p>現在、何らかの形で、当然かかる情報を入手しているであろうが、これを規則等で定めておくことが必要ではないかと考える。</p>	<p>県は県貸付金の貸付先である育成センター及び融資機関(農協、農林公社)の財務諸表により年一回(各法人の決算状況が確定する時期で、概ね5月～8月頃を中心に)財務状況を確認する旨、県就農支援資金貸付金貸付等要領を一部改正(平成21年4月1日適用)した。</p>	農業支援課
【指摘19】 融資の可 否決定と貸 付の手続き 以外につい ても業務フ ロー図の作 成を(農業 改良資金貸 付金)	<p>業務フロー図は、融資の可否決定と貸付の手続きにのみ作成されており、債権管理及び回収業務等については作成されていない。融資の可否決定と貸付の手続き以外は、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」の規定に従って行っている。</p> <p>しかしながら、業務フロー図を作成することによって、業務内容を視覚化でき、事務処理要領等の文章よりも業務内容を早く把握できる、そして大きな組織の場合、業務の非効率な箇所を発見し改善することができるメリットがある。</p> <p>また、個々の担当者にとっても自己の業務の改善につながり、さらに、担当者の交代あるいは病欠等の不測の事態が発生した場合にも即時の対応ができると考える。</p> <p>したがって、融資の可否決定と貸付の手続き以外の業務についても業務フロー図を作成すべきである。</p>	<p>業務フロー図に関しては、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」に融資の可否決定及び貸付手続きに関してはフロー図の記載があったが、滞納に関する処理手続きに関しては、文章の記載だけでフロー図がなくわかりにくかった。そのため、前記要領の7条関係として、延滞発生から、県信連による償還指導、督促状の発付、現地調査、法的手段による回収に至るまでを事務処理規程に沿った形で延滞フローを作成した。</p>	農業支援課

監査テーマ：貸付金に関する財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘20】 不納欠損 処分する合理的基準の 策定を行うべき（埼玉 県緊急住宅 復旧資金貸 付金）	B氏への貸付金に関しては、本人が5年間消息不明（住民票の移動はなく、当該町役場とも情報交換済）であり、連帯保証人にも資産がなく回収の見込みが立たない。よって、これ以上の臨宅等は人件費等の無駄になってしまう。以上から、不納欠損処分を行うべきである。この点、現在は「不納欠損処分する・しない」は、担当者レベルの判断になっている。そして、不納欠損処分するためには、議会での承認が必要になるため、先送りする傾向にある。そこで、全庁的に不納欠損処分する合理的基準を明示し、担当者の考え方に左右されないで、不納欠損処分ができるシステムを導入すべきである。	本案件については、債務者の時効援用の見込みがなく、不納欠損として整理することは困難である。住宅課では、不納欠損の判断が担当者レベルであったことを改め、年度末に組織として債権管理簿を確認し、「不納欠損処分するか否か」の判断を組織的に行うよう事務処理方法を改めた。 また、全庁的にも不納欠損処分が担当者の考え方に左右されることなく、適正に運用される必要がある。このことから、財務研修において、不納欠損処分する合理的基準に従った事務手続きについても、会計管理者依命通達第203条関係（債権の時効等による消滅）を明示し指導した。	住宅課  出納総務課

平成20年度の包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所 (団体)
項 目	概 要		
【指摘21】 決算統計 の債務負担 行為限度額 の検証が不 十分（民間 社会福祉施 設整備促進 事業損失補 償）	<p>社会福祉課が報告している決算統計の債務負担行為限度額は、平成17年度は12,516,360千円、平成18年度は7,019,716千円、平成19年度は5,272,420千円であった。正しい金額は、上記表の貸付金残高である。</p> <p>このように差異が生じている原因を社会福祉課担当者に確認したところ、債務管理システムの不具合によるものであったと回答を得たが、今回の指摘まで長年にわたり上記差異に気付かず、放置されていたことに問題である。</p> <p>これは、決算報告の起案文書に根拠文書の添付が規定されておらず、担当職員の上司等複数の職員がチェックする体制が取れていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>起案文書は、担当職員のみならず上司も決裁印を押印し確認することになっているのであるから決裁手続きを適正に運用する必要がある。</p>	<p>決算統計時の債務負担行為限度額の確認を確実にを行うため、次の取組を行うこととした。</p> <p>① 一時的な手管理によるデータの保存は事務が集中した場合の特例的な措置とし、速やかに全てのデータを債務管理システムに入力するよう事務作業の統一化を図った。</p> <p>② 各課に予算一覧表を送付し、債務管理システムのデータと一致しているか確認の依頼をすることにより、複数の目でデータの正確性の確保に努めた。</p> <p>③ 決算報告の起案に際して、概要版のみの添付から、証拠書類一式を添付し、複数人により確認するように事務を改善した。</p>	社会福祉課

監査テーマ：損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について

項目	監査結果概要	監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
<p>【指摘22】 書類の保存期間の設定が不相当 (民間社会福祉施設整備促進事業損失補償)</p>	<p>平成19年度末の貸付金残高のうち多額な貸付先を当初に監査対象としてサンプリングしたが、そのうち平成14年度以前の貸付についての融資申込書(「埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱」における様式1)等の書類は廃棄処分されていた。 福祉部高齢者福祉課からの回答は、以下のとおりである。 民間社会福祉施設整備促進資金融資申込書は、「埼玉県文書管理規則」(平成13年3月30日規則第61号)の第8条第1項における文書種類のうち別表中第3種文書等の「2 通知、申請、届出、報告、新達等で重要なもの」に該当するものとして取り扱ってきた。この第3種文書の保存期間は5年であり、貸付年度が平成14年度以前のものについては、既に5年の保存期間が満了したことから、「埼玉県文書管理規則」第10条に基づき廃棄処分したものである。 上記保存期間の起算日は、「当該文書が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日」(「埼玉県文書管理規則」(以下「規則」という。)第八条第三項)である。 この完結とは、「事案の処理が終了すること」(規則第二条一項九号)である。 「一般的に、事案処理により生じる書類は当該事案処理に当たっての根拠となるものであり、そのような観点を踏まえて、各担当課所長が当該文書の保存期間を適正に定めなければならない。」と文書課より回答を得た。 福祉部高齢者福祉課において保存すべき書類量が多いとの現況には理解するが、文書課との確認が不十分で、償還期間10年の資金に関する書類を5年の保存期間と定めたことは適当ではなく、少なくとも10年以上の保存期間とすべきであったと考える。 なお、上記問題点について、平成20年11月13日に文書課から以下の回答を得た。 「文書管理規則別表で定める基準に基づき、課所長が当該文書等に係る法律関係の継続する期間を考慮して、適正な保存期間を定めることを徹底する。」 具体的対応策として、 ①「文書事務の手引き」及び「ファイリング・システムの手引」の改正 保存期間の基準の考え方を明確化し、課所長が適正な保存期間を定められるように保存期間に係る文書を、「保存期間は、文書管理規則の別表の基準により、課所長が『当該文書等に係る法律関係の継続する期間等を考慮して適正に』定めます。」(『』部分を追加改正)に改正し、県庁LAN電子掲示版に掲載する。 ②「文書だより」、「メールマガジン」による周知徹底 上記改正内容を「文書だより」、「メールマガジン」で全庁に通知し、周知徹底を図る。 ③文書管理状況(実地)調査による個別指導(平成21年度予定) 文書の管理状況を書面で全庁的に実施しており、そのうち詳細な調査を要する課所を絞り込んで実地に調査している。当該実地調査の調査項目に新たに組み込む。 ④文書管理研修による指導(平成21年度予定) 各課所内の文書事務に関する指導体制の強化を図るため、文書管理責任者等を対象とした研修のテーマとして取り上げる。 上記対応策が全庁的に周知徹底されれば、福祉部高齢者福祉課と同様の認識はなくなる。</p>	<p>民間社会福祉施設整備促進資金融資申込書について、当課の事務室で常時使用する必要がある文書として、融資案件の償還期間が終了するまで保存することとした。  適正な保存期間の周知徹底のため、次のとおり、対応した。 ①「文書事務の手引き」及び「ファイリング・システムの手引」を改定し、その旨を追加した(平成21年3月版)。 ②「文書だより第42号(平成20年10月)」、「メールマガジンNo.10(平成20年10月10日)」を発出し、職員周知を図った。 さらに、 ③文書管理状況(実施)調査による個別指導を行った(平成21年7月から平成22年2月)。 ④文書管理研修による指導を実施した(平成21年7月13～16日)。</p>	<p>高齢介護課  文書課</p>

監査テーマ：損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について

項目	監査結果概要	監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所(団体)
<p>【指摘23】 文書の廃棄手続きの一部不実行、「廃棄文書一覧表」へ廃棄印等の押印を(民間社会福祉施設整備促進事業損失補償)</p>	<p>上記廃棄処分された文書のうち一部につき文書保存(引継)台帳を確認したが、廃棄年月日欄が空欄となっていた。 「埼玉県文書管理規程」(平成13年3月30日訓令第22号)の第49条第1項において上記文書等についての廃棄の決定は「廃棄予定年月日及び廃棄の方法を記録した文書等を作成して行わなければならない。」とし、同第2項において当該文書等について「文書保存(引継)台帳が作成されているときは、主務課長にあっては当該文書等に係る文書保存(引継)台帳に、文書課長にあっては当該文書保存(引継)台帳の写しに、廃棄年月日を記入しなければならない。」と規定している。 文書課によると、平成19年度の文書廃棄手順は、以下のとおりである。 ①平成19年1月31日に、各課所に対して保存期間が満了する文書の廃棄に係る協議文書を施行 ②各課所から回答があった文書については、各課所への引継ぎ又は保存期間の延長を実施、残りの文書については、廃棄手続に入る。 ③廃棄決定手続(平成19年4月10日起案、4月12日決裁) ④廃棄実施(平成19年4月16日、17日) 業者に委託し、リサイクル施設で溶解処理を行った。 文書保存(引継)台帳における廃棄年月日欄が空欄となっていた理由は、文書課において、上記④の廃棄実施を福祉部高齢者福祉課に通知することを怠ったため、福祉部高齢者福祉課で文書保存(引継)台帳に廃棄年月日を記載しなかったことによる。 文書課においては、文書廃棄手順を順守することはもちろんのこと、福祉部高齢者福祉課においても、文書保存(引継)台帳の管理保存を怠ることなく、年度の終了時までには文書課に文書廃棄の確認を実施する必要がある。 また、文書課では、上記台帳での項目が膨大な数になるため、当該台帳に廃棄年月日を記載することに替えて、当該台帳を「廃棄文書一覧表」の別冊にファイルし、その巻頭に廃棄年月日を記入している。 この「廃棄文書一覧表」の中身自体は、文書保存(引継)台帳の写しと同じ内容であるため、「廃棄文書一覧表」のページ毎に廃棄年月日を記載した廃棄印等を押印する等文書保存(引継)台帳の写しと区別する必要がある。</p>	<p>これまでは、廃棄処理後、庁内に廃棄年月日を周知する通知を行っていなかったが、平成21年度については、H21.6.5付け文書(文第144号)で県庁内関係課に廃棄年月日を通知した。 今後は、文書の送付に依らずに文書管理システムを使用して県庁内各課に周知することとした。 また、これまで、廃棄文書一覧表の1ページ目へのみ記載していた廃棄年月日をページ毎に記入することとした。</p>	<p>文書課</p>